

ACS STARTER KIT エンドユーザー使用許諾契約書

重要：このプログラムのダウンロードとインストールを続行する前にこの使用許諾契約書の条件をよくお読みください。

株式会社ナックイメージテクノロジーのエンドユーザー使用許諾契約書（以下「EULA」）はお客様との間で締結される法的契約です。

この使用許諾契約は、お客様と当社との間のソフトウェア製品（関連するソフトウェア・コンポーネント（ACS Starter Kit を含む）、メディア、印刷物、および電子文書）に関する契約です。契約書の内容を十分にご確認、ご理解の上、本契約に同意いただける場合にのみ使用してください。

同意いただけない場合には速やかにソフトウェア製品およびその複製物をコンピュータの一時メモリあるいはハードディスク、ソリッドステートドライブより消去してください。

インストール、コピーまたはその他の方法で使用するにより、お客様は以下の本 EULA 条項に同意したものとします。

当社は、ソフトウェア製品に関連する更新情報をお客様に提供することがあります。

更新情報の一環としてお客様に提供されたソフトウェア製品は当条項に従うものとします。

この契約書は当社（以下、甲といいます。）が提供するソフトウェアの使用について、使用頂くお客様（以下、乙といいます。）に対して、下記条項に基づき、非譲渡性、非独占の使用権を許諾する条件を定めたものです。

1. 定義

甲が本契約と共に提供するソフトウェア製品（以下、本ソフトウェア製品といいます）とは、本媒体または提供された圧縮ファイルに含まれるコンピュータ・プログラム、ドキュメント及びその他全てのファイル類を指し、甲が指定する特定のサービスを通じて提供される可能性のある本ソフトウェア製品の改良版を含みます。

「使用」とは本ソフトウェア製品をコンピュータの記憶装置又はメモリーに搭載し、または CPU で実行することを指します。

「インストール」とは、本ソフトウェア製品をハードディスクドライブ又は 同類の保管装置に実行可能な形態でコピーすることを指します。

2. 所有権、著作権および知的財産権

甲はオリジナル若しくはコピーの形態又は媒体に拘わらず、本ソフトウェア製品を記録する媒体、およびその後作成された全ての本ソフトウェア製品のコピーについて著作権を含む一切の知的財産権および所有権を保持します。

甲は、乙に対し本ソフトウェア製品に対するいかなる権利も譲渡しません。

3. 使用許諾条件.

乙は本ソフトウェア製品の全部又は一部をコンピュータにインストールし、本ソフトウェア製品を使用することが出来ます。

乙は本ソフトウェア製品を、甲から出荷された製品に対してのみ使用することができます。

乙は本製品におけるソースコードの全部もしくは一部を修正、改変、翻訳、翻案し、二次的著作物を創作することができます。

4. 禁止事項

乙は、万一、本条項のいずれかの規定に違反して甲に損害を生じめた場合には、乙は賠償の責に任ずるものとします。

(a) 乙は第三者に対し、いかなる理由によろうとも甲の文書による事前の承諾なくして、ソフトウェア製品の全部又は一部の譲渡・販売・転貸・配布しあるいはその二次的著作物の譲渡・販売・転貸・配布することはできないものとします。

(b) 乙は本ソフトウェア製品の全ての著作権表示を削除または変更できないものとします。

(c) 乙は自ら又は第三者を使って、本ソフトウェア製品の全部又は一部の改変、リバースエンジニアリング、逆アセンブル、デコンパイル、翻訳、翻案などを行うことはできません。ただし、ACS Starter Kit のサンプルソースコードおよび NMCLib のサンプルソースコードはその限りではありません

5. 契約期間

本契約は、乙が本ソフトウェア製品をインストールもしくは本ソフトウェアの記録媒体を入手した日より発効するものとします。

乙は乙の入手した本ソフトウェア製品とその複製とを破棄することにより本契約をいつでも解約することが出来ます。

甲は、乙が本契約のいずれかの条項に違反していると甲が判断した場合、乙への事前の通知なしに本契約を解約することが出来ます。

乙は甲より契約解約の通知を受けた場合、直ちに乙の購入した本製品とそのコピーとを自らの負担で破棄するものとし、破棄の事実を甲に文書で通知して下さい。

6. 保証範囲及び責任

甲は、本ソフトウェア製品が乙の保有する動作環境に於いて、全て正常に動作することを保証するものではありません。

甲は、本ソフトウェア製品の仕様を予告なしに変更することがあり、本ソフトウェア製品の機能、性能及び品質が乙の特定目的に適合することを、明示たると黙示たるとを問わず何らの保証もなさないものとします。

甲は、甲の販売代理店および小売店が行う保証を含めて、本契約に定める以外の全ての保証を認めません。

甲は乙が本ソフトウェア製品を使用した結果被ったいかなる損害（収入または利益の逸失を含む）に関して、一切の責任を負わないものとします。

甲または甲の販売代理店若しくは小売店があらかじめ本ソフトウェア製品の使用における損害の可能性を勧告されていた場合でも前項は有効とします。

7. 一般条項

本契約書は甲と乙とが同意し署名捺印した覚書によって変更することが出来ます。

本契約書の一部が法律に適合しなかった場合にはその部分を本契約から除外します。

ただし、残りの条項の効力は何ら影響を受けないものとします。